

●香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成30年10月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 政策部
2 監査対象年度 平成29年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 収入事務について、納期限までに納付しない者に対して督促状の発行が遅れているものがあつた。また、このことについて、自主検査において見過ごされていた。（文化芸術局）</p> <p>イ 支出について (ア) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。また、超過勤務等命令簿の日付を誤って記載しているものがあつた。（文化芸術局） (イ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。（小豆総合事務所）</p> <p>ウ 契約について 清掃業務委託において、仕様書と予定価格積算内容が一致していなかつた。（県立ミュージアム）</p>	<p>ア 収入について 収入事務については、督促状の発行が遅れないよう、確認を徹底することとした。また、自主検査の手引きに基づき、適正な自主検査を行うこととした。</p> <p>イ 支出について (ア) 直ちに支給の手続を行った。 今後は、超過勤務等命令簿の確認を徹底することとした。</p> <p>(イ) 直ちに支給の手続を行った。 今後は、複数体制で入力確認を徹底するとともに、退勤時に超過勤務の実績入力を徹底するよう職員に周知した。</p>
検討指示事項	<p>ア 支出について 乗合タクシー維持費補助金交付要綱及び要領について、補助対象等の見直しを検討する必要がある。（文化芸術局）</p>	<p>ア 支出について 乗合タクシー維持費補助金交付要綱及び要領については、補助対象等の見直しを行い、平成30年10月1日付けで改正を行った。</p>